

[事案 2022-36] 新契約取消請求

・令和4年10月28日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年8月に信託銀行を募集代理店として契約した変額個人年金保険について、以下等の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約時に、満期後は年金払いとなること、株式投資型商品であることの説明がなかった。
- (2) 保険内容に関するパンフレット、設計書その他の文書の交付を受けていない。
- (3) 自分は高齢者だが、契約時に親族の立ち合いがなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約に至るまで、募集人は申立人に2回面談を行っており、商品内容についても、パンフレットを使用して複数の商品を比較しながら商品内容を説明した。
- (2) 申立人は、契約後の確認の電話に対し、「詳しく説明してもらったので理解できた。中途解約すると元本が戻らない期間があることや、為替リスクも説明を受けた」と発言している。
- (3) 契約当時の申立人の年齢は、当社の高齢者ルールの対象には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。